主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人中道武美の上告趣意のうち、死刑に関して憲法九条、一三条、三一条、三 六条違反をいう点は、死刑が所論憲法の各規定に違反しないことは、当裁判所の判 例(最高裁昭和二二年(れ)第一一九号同二三年三月一二日大法廷判決・刑集二巻 三号一九一頁、最高裁昭和二四年新(れ)第三三五号同二六年四月一八日大法廷判 決・刑集五巻五号九二三頁)とするところであるから、所論は理由がなく、その余 は、事実誤認、量刑不当の主張であって、いずれも適法な上告理由に当たらない。 また、記録を精査しても、刑訴法四――条を適用すべきものとは認められない( 本件は、建造物侵入罪による服役を終えて出所したばかりの被告人が、他人の住居 に押し入って金員を奪い、家人を殺害して逃げるという強盗殺人の犯行を企て、こ れに使用する目的で刺身包丁を購入するなどした上、右出所の三日後である昭和六 ○年一一月二九日の白昼、姫路市内の民家に押し入り、主婦A(当時三○歳)から 現金約四万二五〇〇円を強取し、さらに、右刺身包丁で、同女の長男 B (当時三歳) の胸部、腹部、背部を多数回突き刺し、左側頸部を引き切って同児を殺害し、引き 続き、手足を縛り付けるなどしたAの胸部、腹部等を多数回突き刺し、前頸部を引 き切って同女を殺害し、さらに、再び右同様の強盗殺人を犯す目的で、果物ナイフ を購入するなどした上、同年一二月三日の白昼、神戸市内のアパートに押し入り、 右果物ナイフで、主婦C(当時三四歳)の胸部、背部を多数回突き刺し、右頸部を 引き切って同女を殺害したが、金員を発見できず、金員強取の目的を遂げなかった という事案である。いずれも罪質は極めて悪質で、動機に酌量の余地はなく、あら かじめ凶器を準備携行するなど計画的犯行であって、犯行態様は極めて執ようかつ 残虐であり、結果は重大である。以上の諸事情に加え、遺族の被害感情、社会に与

えた影響、前科関係等に照らすと、被告人が自首していること、被告人の生育歴、 犯行時の年齢、被告人が現在は反省していることなど、被告人のためにしんしゃく すべき事情を十分考慮しても、被告人の罪責は誠に重く、原判決が維持した第一審 判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。)。

よって、同法四一四条、三九六条により、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官大野正男の補足意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官大野正男の補足意見は、最高裁昭和六二年(あ)第五六二号平成五年九月 二一日第三小法廷判決・裁判集刑事二六二号四二一頁における補足意見と同一であ るから、ここにこれを引用する。

検察官 泉川健一 公判出席

平成八年一二月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	尾	崎	行	信
裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	<b>太</b> 隹
裁判官	大	野	正	男
裁判官	千	種	秀	夫